

建築物における防火対策にご留意願います

令和7年8月に発生した大阪市のビル火災について、急速な延焼拡大の要因の1つとして、建築物の外壁に設置された屋外広告物が、建築基準法第64条の規定に適合せず、不燃材料ではなかったことが事故調査により指摘されています。

屋外広告物を設置される際には、このような火災を未然に防ぐために、建築基準法への適合について、ご留意いただきますようお願いいたします。

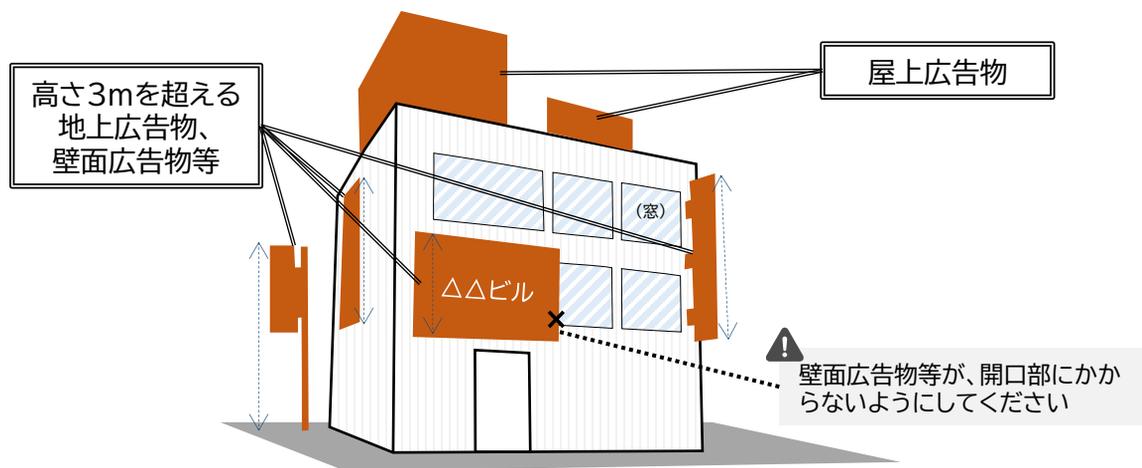


屋外広告物における防火対策の義務について

建築基準法

第64条(看板等の防火措置)

防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を**不燃材料**で造り、又は覆わなければならない。



※高さが4mを超える場合には、原則として建築確認申請も必要となります
※窓等の開口部を塞ぐ場合には、消防法の規制に影響するため、お近くの消防署へご相談ください

防火地域について

仙台市HPの下記よりご確認ください。

> 仙台市都市計画情報インターネット提供サービス
<https://www2.wagmap.jp/sendai/tokei/Portal>



(スマートフォンサイト)

不燃材料について

国土交通省HPの下記よりご確認ください。

> 建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定
<https://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/build/iutakukentiku.house.tk.000042.html>



お問合せ先

屋外広告物に関すること： 都市整備局 都市景観課 022-214-8288 (設置許可申請は各区街並み形成課へご相談ください)
建築基準法に関すること： 都市整備局 建築指導課 022-214-8348 (個別具体的な内容は各区街並み形成課へご相談ください)
消防法に関すること： 消防局 規制指導課 022-234-1111(代) (個別具体的な内容は各消防署へご相談ください)